

令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☞ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☞ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☞ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかるページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整において、源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくことが効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ

給与所得者
（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。



詳しい説明（パンフレット）

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート（Excel）

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については**令和7年10月頃**に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

➡ **令和8年1月13日（火）**

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限（納期の特例の適用がある場合）

➡ **令和8年1月20日（火）**

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

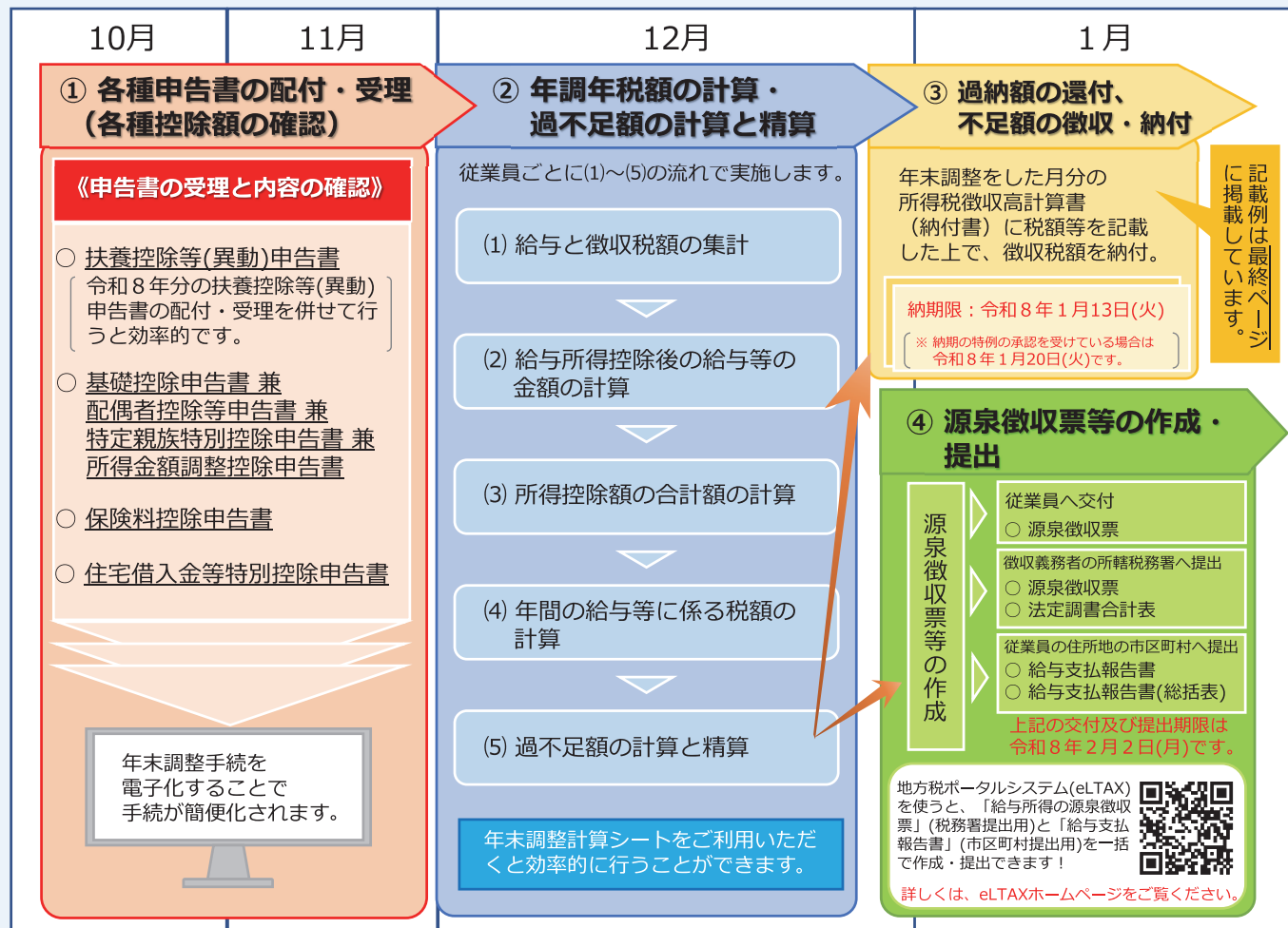
➡ **令和8年2月2日（月）**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行う令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整手続における参考情報

【年末調整計算シート】



給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

年末調整計算シート(令和7年用)						
フリガナ 氏 名		番 号				
扶養親族 の及び その 親類 縁故 者	区分	人数	控除額(円)	区分	人数	控除額(円)
	① 配偶者控除対象者の人数	ア		⑥ 居住する配偶者の人数	イ	
	② 特定扶養親族の人数	イ		⑦ 居住する特定障害者の人数	ロ	
	③ 同居親族者の人数	ロ		⑧ 高額の療養費	ハ	
	④ 所得割控除対象者 の人数(控除額が1万円未満)	ハ		⑨ ひとり親の控除	ニ	
	⑤ 一般の扶養親族の人数	ニ		⑩ 勤労学生の控除	ヒ	
年 末 調 整	合計			合計(円)		
	総所得控除後の給与等の金額	①	②(1)	③		
	所得基礎調整控除額	②	③	④		
	給与所得控除後の給与等の金額(所得控除)	③	④	⑤		
	給与等からの所得	④	⑤	⑥		
	源泉徴収控除後の所得	⑤	⑥	⑦		
	所得割控除後の所得	⑥	⑦	⑧		
	所得割控除後の合計額	⑦	⑧	⑨		
	所得割控除後の合計額	⑧	⑨	⑩		
	所得割控除後の合計額	⑨	⑩	⑪		
年 間 報 告 額 ×100.1%	⑪ 特定扶養親族及び同居親族者の合計額	⑩	⑪	⑫		
	⑫ 所得割控除後の合計額	⑪	⑫	⑬		
	⑬ 特定扶養親族及び同居親族者の合計額	⑫	⑬	⑭		
	⑭ 所得割控除後の合計額	⑬	⑭	⑮		
	⑮ 所得割控除後の合計額	⑭	⑮	⑯		
	⑯ 所得割控除後の合計額	⑮	⑯	⑰		
	⑰ 所得割控除後の合計額	⑯	⑰	⑱		
	⑱ 所得割控除後の合計額	⑰	⑱	⑲		
	⑲ 所得割控除後の合計額	⑱	⑲	⑳		
	⑳ 所得割控除後の合計額	⑲	㉑	㉒		
不足額の計算	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					
不足額の計算	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					
	不足額の計算					

【令和7年分 年末調整のしかた】



年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。
 なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報

「令和7年分 年末調整チェック表」や「令和7年分 年末調整Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者（従業員）の方用情報

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載のしかた（記載例）」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

こちらの年末調整計算シートの②(1)～(5)は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

※ 給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。

[illegible]

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

- 基礎控除の見直し
次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- 給与所得控除の見直し
給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**られました。

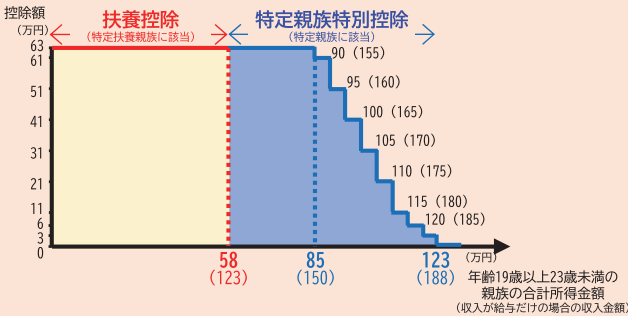
(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

- 扶養親族等の所得要件の改正
扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

(※) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

- 特定親族特別控除の創設
所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。
(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。
控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
- 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方**から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。
(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人（従業員の方）に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。
調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。
調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（控除証明書等）に、**「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要**となります。
- 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます（控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。）。

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

国税徴収高計算書（納付書） 領収済通知書 (記入欄) 011234567890

会社番号 52309 07 0000000000 110 00123456

給与 071219 28 7700000 73920

賞与 071225 25 15000000 0

源泉徴収 071219 1 120000 12252

合計額 58590 27582

合計額 ¥27,582

東京都〇〇区△△△ 3-3

株式会社

《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。



○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

国税徴収高計算書（納付書） 領収済通知書 (記入欄) 011234567890

会社番号 52309 07 0000000000 110 00234567

給与 071219 16 4350000 51860

賞与 071225 9 4250000 74254

源泉徴収 071219 1 80000 8168

合計額 134282 0

合計額 ¥0

東京都〇〇区△△△ 2-8-12

株式会社

12月に還付しきれなかった37,892円 (172,174円 - 134,282円)は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

◎ 法定調書に関するお知らせ

① 【令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

② 【e-Tax等による法定調書提出の義務基準の引下げ】

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が**100枚以上**から**30枚以上**に変更されます。

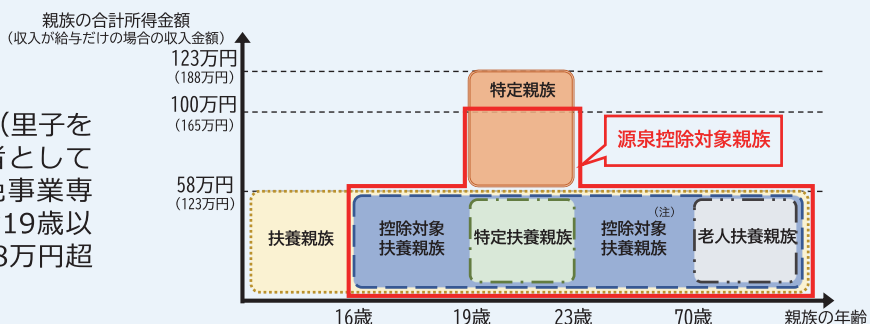
令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。詳しくは、法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要についてをご確認ください。

◎ 令和8年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年分までの扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、**令和8年分以後の扶養控除等申告書**には、「**源泉控除対象親族**」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされ、これに伴い扶養控除等申告書の様式が変わっていますので、ご注意ください。

【源泉控除対象親族】

- ① 控除対象扶養親族
- ② 所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人



(注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限り適用。

- 令和8年分の「源泉徴収税額表」は改正されており、**扶養親族等の数の算定方法**や**税額**が令和7年分とは**異なります**ので、ご注意ください。

